

大分県報

令和六年
号外（三四）
三月二十九日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正	一
大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部改正	二
病院局訓令	
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	三
大分県病院局事務決裁規程の一部改正	三
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	三

○病院局管理規程

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第七条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県病院局長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製したものとの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る

電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
---------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

に改め、同様式の注

2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。

第二号様式中「時 分」を「時 分 分」に改め、同様式の注1中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「時 分」を「時 分 分」に改め、同様式の注3中「公文書」を「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日

年 月 日

を

公開を実施する日時

年 月 日 時 分 から

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規程による改正前の大分県病院局長が管理する公文書の公開等に関する規程第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
令和六年三月二十九日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正)

第一条 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「在勤する職員」の下に「（病院局長が別に定める事由により、同項の地域若しくは公署に在勤した期間が一年に満たない職員を含む。）」を加える。

別表第二のハの備考中「及び准看護師」の下に「並びに看護専門員」を加える。

別表第四の1の表の五級の項中「主幹」の下に「又は専門幹」を加える。

別表第四の4の表の二級の項中「又は看護師（以下「看護師等」という。）」を「若しくは看護師（以下「看護師等」という。）又は看護専門員」に改め、同表の三級の項中「看護師等」の下に「又は高度の知識又は経験を必要とする業務を行う看護専門員」を加

え、同表の四級の項の第二号中「主任」の下に「又は困難な業務を行う看護専門員」を加え、同表の五級の項の第一号中「又は副看護師長」を「若しくは副看護師長又は相当困難な業務を行う看護専門員」に改め、同表の六級の項中「又は副部長」を「若しくは副部長又は特に困難な業務を行う看護専門員」に改める。
別表第九に次のように加える。

地方公務員法第6条第1項に規定する人事評価を実施するため、病院局長から評価者として任命された職員（管理職手当が支給されている職員を除く。）のうち、病院局長が定める職員	0.25
-------------------------------------------------------------------------------------	------

(大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正)

第二条 大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「二千元」を「四千元の範囲内で病院局長が定める額」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(大分県病院局職員就業規程の一部改正)

第三条 大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第五項」に改める。

(大分県病院局組織規程の一部改正)

第四条 大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五條第四十二号中「MEセンター」を「CEセンター」に改める。

第六條の表のMEセンターの項中「MEセンター」を「CEセンター」に改める。

第九條の表の主査の項の次に次のように加える。

専門員	必要な課、センター、室又は班	上司の命を受け、課、センター、室又は班の事務を処理する。
-----	----------------	------------------------------

第九條の表に次のように加える。

看護専門員	必要な部又は室	上司の命を受け、助産及び看護に関する業務を処理する。
-------	---------	----------------------------

(大分県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第五条 大分県病院局職員の職の設置に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の事務又は技術の項中「専門員」の下に「看護専門員」を加える。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県病院局長 井上敏郎

第三条第八項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第八条第一項中「臨時的任用職員面談・人事評価調査により、」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査による評価その他」に改める。

第五号様式中「第3条関係」を「第3条、第8条関係」に、「臨時的任用職員面談・人事評価調査」を「臨時的任用職員面談・能力評価調査」に、「●人事評価」を「●能力評価」に、「●人事評価の」を「●能力評価の」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第二号

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県病院局長 井上敏郎

本局
病院

別表第一の四の項の次長の欄第十号を次のように改める。

十 規程第七条ただし書の規定に基づき、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付又は電子情報処理組織を使用する方法による提供を適当と認めること。

別表第一の九の項の次長の欄第二号中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表の十一の項の次長の欄第十五号中「第二十三条第四項及び第五項」を「第二十三条第三項」に改め、「又は九十日を超えるその他の私傷病」を削る。

別表第二の二の部のイの款の六の項の事務局長の欄第一号中「第六条」を「第七条」に改め、同欄第二号中「第九条」を「第十八条」に改め、同項の課長の欄第一号中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第二号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

本局
病院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県病院局長 井上敏郎

第三条第九項中「会計年度任用職員面談・人事評価調査」を「会計年度任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第七条中「又は同法」を「又は」に改める。

第九条第一項中「会計年度任用職員面談・人事評価調査により、」を「会計年度任用職員面談・能力評価調査による評価その他」に改める。

第十五条の見出し並びに同条第二項第一号及び第三号中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十七条の次に次の六条を加える。

（勤勉手当の額）

第十七条の二 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、病院局長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、病院局長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当が支給される会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超え

令和六年三月二十九日

大分県報号外（病院局管理規程・病院局訓令）

てはならない。

（勤勉手当基礎額）

第十七条の三 第十六条の規定は、前条の勤勉手当基礎額について準用する。

（勤勉手当の支給割合）

第十七条の四 第十七条の二に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十七条の七に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第十七条の五 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員としての勤務期間の区分に応じて、一般職の常勤職員の例により定める割合とする。

（勤勉手当の算定基礎となる勤務期間）

第十七条の六 第十七条の規定は、前条に規定する勤務期間について準用する。この場合において、第十七条第一項中「第十五条の二」とあるのは、「第十七条の二」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の成績率）

第十七条の七 成績率は、百分の二百十以下の範囲内で、病院局長が定める。

第十八条（見出しを含む。）中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二十五条第一項中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に、同条第二項第二号中「同条第二号」を「同条第一号」に改める。

第三号様式中「会計年度任用職員面談・人事評価調査」を「会計年度任用職員面談・能力評価調査」に改める。

第五号様式中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第六号様式中「会計年度任用職員面談・人事評価調査」を「会計年度任用職員面談・能力評価調査」に、「●人事評価」を「●能力評価」に、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。